

昭和四十年通商産業省令第五十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第五十四条、第五十六条および第九十九条の規定に基づき、およびこれらの規定を実施するため、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令を次のように制定する。

目次

第一章 主任技術者の資格等(第一条—第五条)

第二章 電気主任技術者試験(第六条—第十条)

第一章 主任技術者の資格等(学歴又は資格及び実務の経験の内容)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

免状学歴又は資格の種類	実務の内経験年数
第一号 学校教育法電圧五万卒業前(同法に種電(昭和二十二年法ポルトによる大学院にお気主律第二十六号)に上の電気については修了前)任技よる大学(短期大工作物の経験年数の二術者学を除く。以下同工事、維分の一と卒業後免状じ)。若しくは二持又は運(同法による大れと同等以上の教用育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。)	電圧五万卒業前(同法に種電(昭和二十二年法ポルトによる大学院にお気主律第二十六号)に上の電気については修了前)任技よる大学(短期大工作物の経験年数の二術者学を除く。以下同工事、維分の一と卒業後免状じ)。若しくは二持又は運(同法による大れと同等以上の教用育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。)

、第二種電気主任上の電気付を受けた後五技術者免状の交付工作物の年以上を受けているもの

第二号 学校教育法に電圧一万卒業前(同法に種電よる大学若しくはポルトによる大学院にお気主これと同等以上の上の電気については修了前)任技教育施設であつて工作物の経験年数の二術者、経済産業大臣が工事、維分の一と卒業後免状告示で定める基準持又は運(同法による大に適合するもの)として認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。)	電圧一万卒業前(同法に種電よる大学若しくはポルトによる大学院にお気主これと同等以上の上の電気については修了前)任技教育施設であつて工作物の経験年数の二術者、経済産業大臣が工事、維分の一と卒業後免状告示で定める基準持又は運(同法による大に適合するもの)として認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。)
---	---

あつて、第三種電上の電気付を受けた後五気主任技術者免状工作物の年以上

第三号 学校教育法に電圧五百卒業前(同法に種電よる大学若しくはポルトによる大学院にお気主これと同等以上の上の電気については修了前)任技教育施設であつて工作物の経験年数の二術者、経済産業大臣が工事、維分の一と卒業後免状告示で定める基準持又は運(同法による大に適合するもの)として認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)	電圧五百卒業前(同法に種電よる大学若しくはポルトによる大学院にお気主これと同等以上の上の電気については修了前)任技教育施設であつて工作物の経験年数の二術者、経済産業大臣が工事、維分の一と卒業後免状告示で定める基準持又は運(同法による大に適合するもの)として認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
--	--

に適合するものと持又は運して認定を受けたもの)の電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者

第一号 学校教育法に水力設備卒業後(同法に種ダよる大学又はこれ(電氣的よる大学院におム水と同等以上の教育設備を除いては修了後)路主施設において、土く。以下高さ十五メートル任技木工学に関する学同じ。ル以上のダム術者科を修めて卒業し又は水力(発電用のもの免状)を修めて同法による当する発事、維持又は運大学を修了した電用以外用に関する経験(者を含む。)	水力設備卒業後(同法に種ダよる大学又はこれ(電氣的よる大学院におム水と同等以上の教育設備を除いては修了後)路主施設において、土く。以下高さ十五メートル任技木工学に関する学同じ。ル以上のダム術者科を修めて卒業し又は水力(発電用のもの免状)を修めて同法による当する発事、維持又は運大学を修了した電用以外用に関する経験(者を含む。)
---	---

<p>十六年文部省令第二十六号 高等学校卒業程度認定試験規則 (平成十七年文部科学省令第一号) 認定試験合格者 (同令附則第二条の規定による廃止) 前定規程(昭和二十六年文部省令第二十六号)</p>	<p>八 高等学校卒業程度認定試験規則又は水力資格者となつた後(平成十七年文部科学省令第一号)当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>七 学校教育法に於ける中学校又は義務教育学校を卒業した者 用 持又は運</p>	<p>六 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設を卒業した者(五に掲げる者を除く。) 用 持又は運</p>	<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設を卒業した者 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>二 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>一 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>又はこれと同等以当する発用以外(高さは十五メートル以上の教育施設を卒業する者(同法に於ける)の前期課程を修了し、前号に掲げる者を除く。) 用 持又は運</p>
<p>十三号) 第八条第一項に規定する資格検査合格者を含む。以下「高卒認定試験合格者」という。</p>	<p>第二 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>第一 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>二 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>六 高卒認定試験合格者 用 持又は運</p>	<p>七 高卒認定試験合格者 用 持又は運</p>	<p>又はこれと同等以当する発用以外(高さは十五メートル以上の教育施設を卒業する者(同法に於ける)の前期課程を修了し、前号に掲げる者を除く。) 用 持又は運</p>
<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>二 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>一 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>六 高卒認定試験合格者 用 持又は運</p>	<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>又はこれと同等以当する発用以外(高さは十五メートル以上の教育施設を卒業する者(同法に於ける)の前期課程を修了し、前号に掲げる者を除く。) 用 持又は運</p>
<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>二 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>一 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>六 高卒認定試験合格者 用 持又は運</p>	<p>五 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>四 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>三 学校教育法に於ける高等以上(これと同等以上)の教育施設において当する発用以外(発電用のもの)の設備に限る。 用 持又は運</p>	<p>又はこれと同等以当する発用以外(高さは十五メートル以上の教育施設を卒業する者(同法に於ける)の前期課程を修了し、前号に掲げる者を除く。) 用 持又は運</p>

<p>、機械工学に関する工事、上の発電用のボイラー又は蒸気による学科を修めて卒業維持又はイラー又は蒸気タービン等の工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。</p>	<p>六 学校教育法にボイラー卒業後十四年以上の高等学校又は又は蒸気上(十年以上のこれと同等以上のタービン発電用のボイラー教育施設を卒業し)の工事、又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>	<p>七 学校教育法にボイラー卒業後二十年以上の中等学校又は又は蒸気上(十五年以上の義務教育学校を卒業タービンの発電用のボイラーの工事、又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(十年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。))</p>	<p>八 船舶職員及び発電用の免許を受け又は小型船舶操縦者法ボイラー免状の交付を受けた者(昭和二十六年法又は蒸気検査)</p>
---	---	--	---

<p>律第四百十九号)タービンに合格した後六 第五条第一項第二の工事、年(三年以上以 号イの一級海技士維持又は上の圧力五千八 (機関)としての運用 百八十キロパス カルのボイラー又 は蒸気タービン の工事、維持又 は運用に関する 経験を含むもの に限る。)</p>	<p>第九條第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)第二十九條の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験科目又は同規則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了試験科目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。以下この表において同じ。又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二條第一項</p>
--	--

<p>の技術士(機械部門に限る。)の二次試験に合格した者 九 高卒認定試験合格者</p>	<p>ボイラー又は蒸気タービン以上の発電用の工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>	<p>第二一 学校教育法に発電用のボイラー又は蒸気タービンに合格した者(当該学科を燃料電池技術修めて同法による設備(高使用圧力が九十キロパスカル以上のものに限る。以下同じ)の工事、維持又は運用)の工</p>	<p>二 学校教育法にボイラー卒業後(同法による大学又はこれ、蒸気タービン、又は同等以上の教育施設を卒業した者)五年以上(三年(同法による大学)又は燃料電池ボイラー、蒸気</p>
--	--	---	---

<p>含み、前号に掲げ設備の工タービン、ガス(者を除く。) 事、維持又は運用 料電池設備の工 事、維持又は運 用に関する経験 を含むものに限 る。)</p>	<p>三 学校教育法に発電用の卒業後(同法による短期大学若しボイラーによる専門職大学又は高等専門学校、蒸気タービンの前期課程においてこれと同等以上のボイリン、又は修了後)の教育施設におガスタービン又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>	<p>四 学校教育法にボイラー卒業後(同法による短期大学若し、蒸気タービンによる専門職大学又はこれと同等以上のボイリン、又は修了後)の教育施設を卒業した者(同法に燃料電池以上の発電用の専門職大学の設備の工タービン、蒸気タービン、又は前期課程を修了した者)又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>	<p>五 学校教育法に発電用の卒業後五年以上(同法による短期大学若し、蒸気タービン、又はこれと同等以上のボイリン、又は修了後)の教育施設におガスタービン、又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>	<p>六 学校教育法にボイラー卒業後七年以上(同法による短期大学若し、蒸気タービン、又はこれと同等以上のボイリン、又は修了後)の教育施設を卒業した者(同法に燃料電池以上の発電用の専門職大学の設備の工タービン、蒸気タービン、又は前期課程を修了した者)又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験(五年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。)</p>
--	---	--	--	---

教育施設を卒業し、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工設備の工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	七 学校教育法にボイラー卒業後十二年以上の中学校又は義、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工設備の工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）	八 船舶職員及び発電用の免許を受け又は小型船舶操縦者法ボイラー免許の交付を受けた者又は若しくは試験号イの一級海技士（機関）としてのガスタービン、に合格した後三年以上	九 高卒認定試験に合格した者
---	---	--	----------------

設備の工タービン又は燃事、維持料電池設備の工用に関する経験を含むものに限る。）	2 電気主任技術者免状の交付を受けようとする者のうち、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項第二号から第四号に定める科目の一部を修めないう卒業した者（同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「単位不足者」という。）については、二科目を限度（同項第二号及び第四号又は同項第三号及び第四号に限る。）として同条第一項に規定する一次筆記試験の当該科目の合格をもつて、修めたものとみなす。	3 第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一の学校認定申請書に次の書類を添え、その申請に係る学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）の所在地を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
---	---	---

業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	1 学校等の名称又は住所	2 関係学科の修業年限（認定時より短縮する場合に限る。）及び学校教育法による学校以外の教育施設の場合は、学生又は生徒の定員（認定時より増加する場合に限る。）並びにその入学資格	3 関係学科の名称若しくは科目又は科目別授業内容若しくは履修単位（認定時より減少する場合に限る。）	4 学校教育法による学校以外の教育施設の場合には、関係学科の教員数（認定時より減少する場合に限る。）	5 関係学科の実験設備及び実習設備（認定時より減少する場合に限る。）
---------------------------------	--------------	---	---	--	------------------------------------

第一条の三 経済産業大臣は、第一条第一項の規定が適当でなくなつたと認めるとき又は同項の規定により認定を受けた者が前条の規定に違反したときは、将来に向かつてその認定を取り消すことができる。	第一条の四 経済産業大臣は、第一条第一項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。	第二条 削除 （主任技術者免状の様式）	第三条 主任技術者免状は、様式第五によるものとする。 （免状交付の手續）	第四条 法第四十四条第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）その他の本籍、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類（以下「戸籍の抄本等」という。）（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出する日以前六月以内に作成されたものに限る。第五条第三項において同じ。）並びに第一
---	---	------------------------	---	--

条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類（電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書）を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	2 法第四十四条第二項第二号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者（指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者を除く。）は、様式第六の二の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、経済産業大臣が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受ける日以前六月以内に作成されたものに限る。次項本文において同じ。）及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。	3 指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の三の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第四十四条の二第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第六の四の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日以前六月以内に作成されたものに限る。）及び試験結果通知書を添え、指定試験機関に提出しなければならない。
--	--	--

この省令は、平成二年六月一日から施行する。

附則（平成五年一〇月六日通商産業省令第六〇号）
（施行期日）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、改正後の第一条第二項、第四条、第六条、第七条（認定科目に係わる場合を除く）、第七条の二及び第十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（以下「旧省令」という。）第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令の施行後一年以内に第一条の二に規定する変更の手続をしなければならぬ。

3 この省令の施行の際現に旧省令第六条第二項及び第三項の規定により口述試験を受けることができる者は、改正後の第六条第二項及び第三項の規定により二次試験を受けることができる者となす。

附則（平成七年一〇月一八日通商産業省令第八四号）
（経過措置）

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則（平成九年四月九日通商産業省令第七〇号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第七の改正規定は、平成九年十月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三日通商産業省令第三四号）抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月二六日通商産業省令第二二号）
（経過措置）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
2 この省令の施行前に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第四条第一項、第五条第一項又は第七条の三の規定によりされた申請については、なお従前の例による。

附則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三〇九号）
（経過措置）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月一五日経済産業省令第一八号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一五年五月三〇日経済産業省令第六七号）
（経過措置）

この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月二一日経済産業省令第二二号）
（経過措置）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月一七日経済産業省令第二四号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日経済産業省令第二〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者についての前条の規定による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の表の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二二年三月三一日経済産業省令第一八号）
（経過措置）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けた者となす。

附則（平成二四年七月六日経済産業省令第五三号）
（経過措置）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部

を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二五年一月二八日経済産業省令第一号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二五年二月二七日経済産業省令第六六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年四月二日経済産業省令第六五号）
（経過措置）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二九年七月二三日経済産業省令第五三号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年七月六日経済産業省令第四五号）
（経過措置）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則（令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号）
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年七月二七日経済産業省令第六三号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附則（令和四年三月三一日経済産業省令第三二号）
（経過措置）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月一四日経済産業省令第九九号）
（経過措置）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

様式第6の1(第4条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

個人印 捺印 しな い。	受験番号 受験科目
-----------------------	--------------

主任試験官署名(交付申請書) 年 月 日
印 鑑

電機事業試験法第5条第3号の規定により交付した交付申請書の交付を受けたので申請します。

交付を受けたようとする免状の種類	試験結果通知番号
------------------	----------

備考 1 交付の種類は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
3 申請が記載されていない、記載内容が不明確な場合は、電機事業法の規定に基づき当該申請書の提出を拒絶する旨を通知する旨の通知により要約した各科目名及び当該科目の合格事項を記載すること。

様式第6の2(第4条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

個人印 捺印 しな い。	受験番号 受験科目
-----------------------	--------------

主任試験官署名(交付申請書) 年 月 日
印 鑑

電機事業試験法第5条第3号の規定により交付した交付申請書の交付を受けたので申請します。

交付を受けたようとする免状の種類	試験結果通知番号
------------------	----------

備考 1 交付の種類は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第6の3(第4条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

個人印 捺印 しな い。	受験番号 受験科目
-----------------------	--------------

主任試験官署名(交付申請書) 年 月 日
印 鑑

交付申請書がその試験科目を若干免除する旨を記載した申請書提出をしたことにより交付した交付申請書の交付を受けたので申請します。

交付を受けたようとする免状の種類	試験結果通知番号
------------------	----------

備考 1 交付の種類は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第6の4(第4条関係) (申請書等提出用) (申請書提出用) (申請書提出用) (申請書提出用)

個人印 捺印 しな い。	受験番号 受験科目
-----------------------	--------------

主任試験官署名(交付申請書) 年 月 日
印 鑑

交付申請書がその試験科目を若干免除する旨を記載した申請書提出をしたことにより交付した交付申請書の交付を受けたので申請します。

交付を受けたようとする免状の種類	試験結果通知番号
------------------	----------

備考 1 交付の種類は、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

